

## 政策金融改革のルールについて ―中小企業金融を中心に―

岡山大学 西垣 鳴人

現在わが国において、政策金融の抜本的な改革が進められている。07年3月の時点で9機関存在した政府系金融機関のうち、1機関がすでに独法化、08年10月に2機関が民営化され1機関は別機関に業務移転される。残り5つの機関は同月以降統合されて日本政策金融公庫となる。しかし一方においてこのような「改革」は単なる数合わせであり、依然、民間金融との競合・業務圧迫の可能性は解消されないという指摘がある。数値的に見れば、財投計画額はピーク時に比べて07年度は3分の1近くまで削減され、各公庫においても04年度以降はどれも大幅に融資額を減少させている。果たして中小企業政策金融の担い手である新公庫はさらに融資額を大きく削減し、住宅公庫同様に証券化支援等の信用補完に活動の中心を移してゆくべきなのか、或いは信用補完活動ですら民間に任せるべきなのか、必ずしも十分に議論は尽くされていない。政策金融の存在意義としては「非対称情報問題」が取りざたされる。しかし情報生産能力において官が民を凌ぐという必然性はない。また直接融資は民間に任せ官は信用補完に徹するべきだという議論も理論的ベースが必ずしもしっかりしているわけではない。

本報告では、第一に官民における情報スキルの優劣に関し場合分けを行ない、直接融資および信用補完それぞれにおける政策金融改革のルールを「真の不確実性」概念を援用して導出する。まず官民の情報生産能力が同等である場合、官業は融資活動を民間に全て任せ信用補完に専念すべきとする。次に情報スキルにおいて官が民に優越している場合、直接融資では官業はリスク判定が難しく民間から融資を受けられなかった事業者に限定して融資を行い、信用補完に関しては民間による十分な審査を経た債権のみ買取りや保証を行なう。最後に官業が民間に劣っているケースでは、政策金融の廃止が求められる。第二に、以上のルールに従って日本の現実と照合しつつ、今後わが国の政策金融改革が如何に行われてゆくべきかについて提言を行う。中小企業分野では、情報スキルにおいて部分的にせよ、なお民間が公庫に及ばないケースが存在する。したがって政策金融による直接融資は廃止されるべきではないが、しかし圧迫にならないよう慎重な適用が求められる。また信用補完も住宅ローンの場合のように手軽に促進されるべきものではなく、案件の精査が行われるべきことが主張される。